

議案第九十七号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（平成二十七年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
付則の次に別表として三表を加える改正規定を次のように改める。  
付則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第十一条の二関係）

実施機関

事務

一 区長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であって区規則で定めるもの
二 区長	港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
三 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児通所給付費等に係る利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって区規則で定めるもの
四 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付及び地域生活支援事業にサービスを付加する事業に関する事務であって区規則で定めるもの
五 区長	在宅の重症心身障害者及び重症心身障害児に対する通所の方法により行う支援事業に関する事務であって区規則で定めるもの
六 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に準ずる措置に関する事務であって区規則で定めるもの
七 区長	生活保護法による保護等に加えて実施する援護に関する事務であって区規則で定めるもの
八 区長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の被保険者に係る給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
九 区長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業に加えて区が実施する健康増進に係る事業に関する事務であって区規則で定めるもの
十 区長	港区児童育成手当条例（昭和四十六年港区条例第三十号）による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第二（第十一条の二関係）

実施機関	事務	特定個人情報
一 区長	介護保険法による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） 生活保護関係情報（以下「生活保護関係情報」という。） 生活自立給付金の支給に関する情報（以下「生活自立給付金関係情報」という。） その他、
十一 区長	港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）による資金の貸付けに関する事務であつて区規則で定めるもの	
十二 区長	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	
十三 区長	港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	
十四 区長	認可保育所に準ずると区長が認める施設に入所している児童に係る保育料の減免に対する補助に関する事務であつて区規則で定めるもの	
十五 区長	認可保育所に準ずると区長が認める施設において保育を実施する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの	
十六 区長	港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）による区立住宅の管理に関する事務であつて区規則で定めるもの	
十七 教育委員 会	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による就学に必要な経費の援助に関する事務であつて区規則で定めるもの	

<p style="text-align: center;">二 区 長</p>	
<p style="text-align: center;">港 区 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 条 に よ る 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 規 則 に 関 連 す る 事 務 の あ ら わ せ</p>	
<p>     難病の患者に対する医療等に関する法律（平成三十一年法律第百三十三号）の施行期日である平成三十一年四月一日から起算して六月三十日までの間、同法第三十條第一項第一号の「障害者」に「心身障害者」を加えることとする。   </p>	<p>     中国残留邦人等の円滑な帰国及び促進並びに永住帰国支給予等に関する法律（平成二十六年法律第二十号）の施行期日である平成二十六年四月一日から起算して六月三十日までの間、同法第二條第一項第一号の「支給予等」に「心身障害者」を加えることとする。   </p>

<p>五 区 長</p>	<p>四 区 長</p>	<p>三 区 長</p>	
<p>所重在 の症宅 方心の 法身重 に障症 より害 行に心 う対身 支対障 援者 事及 通び</p>	<p>で関サ付め生障 定すー及の活害 めるる事スビ地法の者 もの務を域に律の のであ加活による つてる支自立 区事支支 規業業業 則ににに給た</p>	<p>で関者児び付め生障 定す負通に及の活害 める担所児び法の者 る額給童地律の ものを付福域にによる であ減等法生活 つて係による支 区事る障業 規業利用業 則に用害並給</p>	
<p>護留地 関邦方 係人税 情等関 報支係 、援情 障給報 害付、 者等生 係係活 情情保 報、護 、外情 障国報 害人、 者生中 総生活 合国支 支保残</p>	<p>で又障 定は害 め介者 る護関 もの保係 の險情 給報、 付、障 等害者 係係合 情支 報、援 、法 、外 、国 、人 、生 、中 、国 、支 、保 、残</p>	<p>報給援護留地 「付法関関邦方 とに関係係人税 いうす情報、援 」情又障給情 であは害付、情 つて区「福祉情報、 規児童にによる障 則で定めるも情 の情</p>	<p>る関当又報則等との成 も係のはは第九第の 情支港以九助の支二 報給区下十成う給十 「に区「四に」に六 と関童東号）に、年 いう育京都にる東法 」情成都による京情律 であ（条難医規則都報 つて「例病療助成（平 区「よる係費助十二 規「育情報に二年係 則育童」という、京 で成育成」という、都 定め手手手手手手手</p>



十三 区長	十二 区長	十一 区長	十 区長	九 区長	八 区長	七 区長
認可保育所に準ずると区長	港区子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	港区女性福祉資金貸付条例による資金の貸付に関する事務であって区規則で定めるもの	港区児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者に係る給付金の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	生活保護法による保護等に加えて実施する区規則で定めるもの
地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は国民健康保険関係情報であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者総合支援法関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当等関係情報又は国民健康保険関係情報であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当等関係情報又は国民健康保険関係情報であって区規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって区規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって区規則で定めるもの





二十三 区長		二十二 区長	二十一 区長	二十 区長	十九 区長	十八 区長	
め法別表第一の十九の項に定	める事務の法律に基づいて規則で定	める地方税法その他の地方	める生活保護法に定める事	める身体障害者福祉法に定	める法律第六十八号に定	める法律第六十八号に定	
留邦人等支援給付等関係情報、外国	生活保護関係情報又は外国人生活保護	関係情報であって規則で定めるもの	支援助法関係情報であって規則で定めるもの	支援助法関係情報であって規則で定めるもの	害者関係情報であって規則で定めるもの	区規則で定めるもの	もの

<p>二十九 区長</p>	<p>二十八 区長</p>	<p>二十七 区長</p>	<p>二十六 区長</p>	<p>二十五 区長</p>	<p>二十四 区長</p>	
<p>寡婦福祉法に 関する事務 で</p>	<p>事務であつて 区規則で定め るもの</p>	<p>定める事務 の</p>	<p>あつて区規則 で定めるもの</p>	<p>で定める事務 の</p>	<p>める事務であ つて区規則で 定めるもの</p>	<p>で定めるもの</p>
<p>護留地方 関邦税関 係人等支 援係情報 又は児童 扶養手当 関係情報 である</p>	<p>区規則で定め るもの</p>	<p>るもの</p>	<p>めるもの</p>	<p>あつて区規則 で定めるもの</p>	<p>つ護留地方 関邦税関 係人等支 援係情報 又は児童 扶養手当 関係情報 である</p>	<p>の育成手 当関係情 報、児童 扶養手当 関係情報 又は児童</p>
<p>法別表第一の 四十三の項に 関する事務 の</p>	<p>法別表第一の 四十一の項に 関する事務 の</p>	<p>法別表第一の 三十七の項に 関する事務 の</p>	<p>法別表第一の 三十六の二の 項に定める 事務の</p>	<p>法別表第一の 三十四の項に 関する事務 の</p>	<p>法別表第一の 三十の項に 関する事務 の</p>	<p>六年法律第九 十三号に 関する事務 の</p>
<p>地方税関 係情報、生 活保護関 係情報、中 国残</p>	<p>地方税関 係情報、中 国残</p>	<p>国民健康保 険関係情 報であつて 区規則で定め るもの</p>	<p>東京都指定 難病関係情 報であつて 区規則で定め るもの</p>	<p>地方税関 係情報、生 活保護関 係情報、中 国残</p>	<p>地方税関 係情報、生 活保護関 係情報、中 国残</p>	<p>国民健康保 険関係情 報であつて 区規則で定め るもの</p>

<p>三十五 区長</p>	<p>三十四 区長</p>	<p>三十三 区長</p>	<p>三十二 区長</p>	<p>三十一 区長</p>	<p>三十 区長</p>	
<p>に定法別表第一の五十九の項に 関める高年齢者の医療の確保 する法律に関する事務</p>	<p>る事定法別表第一の五十六の項に 務める児童手当法に関する ものであつて区規則で定める</p>	<p>る事定法別表第一の四十九の項に 務める母子保健法に関する ものであつて区規則で定める</p>	<p>める支給に特別児童扶養手当等 る事務であつて区規則で定 めるもの</p>	<p>める支給に特別児童扶養手当等 る事務であつて区規則で定 めるもの</p>	<p>あ寡婦福祉法に及ぶ事務の つて区規則で定めるもの</p>	<p>あつて区規則で定めるもの</p>
<p>者等生活関係情報又は介護保険給付等関係情報であ 関係情報又は介護保険給付等関係情報であ 害</p>	<p>るもの 国民健康保険関係情報であつて区規則で定め</p>	<p>て護留地方 区関邦人等支援給付等関係情報であつ 規則情報又は国民健康保険関係情報であつ</p>	<p>め又障 るは害 もの老人関係情報、障害者総合支援法関係情報 の福祉法関係情報であつて区規則で定</p>	<p>め後障 る期害 もの高齢者関係情報、国民健康保険関係情報又は の医療関係情報であつて区規則で定</p>	<p>て護留地方 区関邦人等支援給付等関係情報であつ 規則情報又は児童扶養手当関係情報であつ</p>	<p>て区規則で定めるもの</p>

四 十 区 長	三 十 九 区 長	三 十 八 区 長	三 十 七 区 長	三 十 六 区 長	
法別表第一の八十四の項に	あ百す症め法 つ十のる感別 て四法患者染表 区号（に対の第 規）平成する予 則に成十年医及 で定する務律に める事務第 もの	る事定法 も務め別 のであ介表 つて護一の て保の六 区險法十八 規則に で定 め	の であ つて 区規 則で 定め るも 務	定法別表第一の六十三の項に める中国の促進並びに永 滑な国の促進並びに永 定める中国の促進並びに永 滑な国の促進並びに永 定める中国の促進並びに永	の であ つて 区規 則で 定め るも 務
地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、	報健康等生 であ保係係 つて險情保 区係報、係 規則外情 で又人 定は生 め後活 る期保 の高護 者係 医情 療報 係 情 報 で あ つ て 区 規 則 で 定 め る も の	も高護留地 の齡関邦方 者係人税 医情等支 療報、援 係、給 情国民健 報であ保 つて関係 区係情 規則報 で又 定は め後 る期 保	め東 る京 もの都 指定 難病 関係 情報 であ つて 区規 則で 定	区関護留地 規則係関邦方 で情係係人税 定報報支支 め又、障給給 るは害害等 もの育者者 成手手手 関係係係 係情情情 情報報報 報、 児 童 扶 養 手 当 て あ つ て あ つ て あ つ て	つ て 区 規 則 で 定 め る も の

<p style="text-align: center;">四十二 区長</p>	<p style="text-align: center;">四十一 区長</p>	<p style="text-align: center;">四十三 区長</p>
<p>法別表第一の九十七の項に定める難病の患者に対する医療等に関する法律に基き、</p>	<p>法別表第一の九十四の項に定める事務であつて、</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十七年法律第八十号）及び</p>
<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、介護保険関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当関係情報、</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、介護保険関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当関係情報、</p>

<p style="text-align: center;">四十七 区長</p>	<p style="text-align: center;">四十六 区長</p>	<p style="text-align: center;">四十五 区長</p>	<p style="text-align: center;">四十四 区長</p>	
<p>都条例別表第一の五の項に 定める事務のうち事務処理 に 関係する事務の表六十四 の 規定で定めるもの</p>	<p>都条例別表第一の四の項に 定める事務の表六十一 の 規定で定めるもの</p>	<p>都条例別表第一の三の項に 定める事務の表二十八 の 規定で定めるもの</p>	<p>都条例別表第一の二の項に 定める事務の表七十の 規定で定めるもの</p>	<p>京都条例第六号。以下「 」と定める。</p>
<p>地方税関係情報又は児童福祉法関係情報であ るもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保 留邦人等支給付等関係情報、外国人生活保 留邦人等支給付等関係情報、国民健康保険関係情報 高年齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、障害者関係情報、障害者総 合支援法関係情報又は老人福祉法関係情報で あつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保 留邦人等支給付等関係情報、国民健康保険関係情報 高年齢者医療関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	

別表第三（第十五条の二関係）

情報照会機関	一 区長	二 区長	三 区長	四 教育委員会	五 区長
事務	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法による 保護に準ずる措置に関する 事務であつて区規則で 定めるもの	認可保育所に準ずると区 長が認める施設に入所し ている児童に係る保育料 の減免に対する補助に関 する事務であつて区規則 で定めるもの	認可保育所に準ずると区 長が認める施設において 保育を実施する事業に関 する事務であつて区規則 で定めるもの	学校教育法による就学に 必要な経費の援助に関す る事務であつて区規則で 定めるもの	法別表第一の十五の項に
情報提供機関	教育委員会	教育委員会	教育委員会	区長	教育委員会
特定個人情報	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に 関する情報（以下「学校保健安全法関係情報」という。） であつて区規則で定めるもの	学校教育法に基づく幼稚園への 入園に関する情報（以下「幼稚園 入園情報」という。） であつて区規則で定めるもの	幼稚園入園情報であつて区規則 で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係 情報又は外国人生活保護関係 情報であつて区規則で定めるもの	学校保健安全法関係情報であ

	六 教育委員会	七 区長	八 区長
定める生活保護法に關するもの	法別表第一の二十七の項に定める学校の健康安全法に關する事務であつて区規則で定めるもの	法別表第一の六十三の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律に關する事務であつて区規則で定めるもの	法別表第一の九十四の項に定める子ども・子育て支援法に關する事務であつて区規則で定めるもの
	区長	教育委員会	教育委員会
つて区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報の報であつて区規則で定めるもの	学校保健安全法関係情報であつて区規則で定めるもの	幼稚園入園情報であつて区規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法



律第二十七号)に基づき、区における個人番号を利用することができる事務等を追加するため、  
本案を提出いたします。